

北海道では期限付教員を募集しています。

- * 期限付教員とは、産休・育休や退職などで欠員となった正規教員の代わりに任用される、任用期限を付した教員をいい、地方公務員法の臨時的任用職員に当たります。任用されるためには教員免許が必要です。
- * 記載内容の詳細は道の規定によります。

ポイント1 令和4年7月1日から、教員免許の更新講習を受ける制度がなくなりました。
・（下のQ1を参照してください）。

ポイント2 「教員」としての任用（経験・年齢不問）です。
・ 業務は正規教員と同じです。校内でも「教員」として待遇されるので、正規教員と同様の経験を積むことができます。
・ 北海道では、60歳以上の方も期限付教員として多数採用されています。

ポイント3 給与は正規教員と「同等」です。
・ これまでの職歴（民間含む）も正規採用者と同様に換算され、正規教員と同等の給与になります。
※ 他県の多くは「講師」として採用され、給与が低く抑えられています。

ポイント4 赴任には「引越費用」が支給されます。
・ 規定により、北海道外からは最大約55万円、北海道内からは最大約37万円、居住地又は勤務校が離島の場合は上限なしで支給されます。

■■■もっと知りたい「期限付教員」■■■

Q1 昔とった教員免許だけど？

→教員として勤務するには、所持している免許状が「有効な状態にある」必要があります。所持している免許状が「期限切れ失効」している場合には、教員として勤務する日までに「免許状の再授与申請」を行い、有効な免許状を取得する必要があります。次のURLを参照のうえ、必要な場合には、「免許状の再授与申請」手続きを行ってください。
<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/menkyo/koushinsei021007.html>

Q2 住むところはどなるの？

→多くの地域に「公宅」という、自治体が設置した教員住宅が用意されており、空き状況により入居することができます。

Q3 どのような校種で、何人位募集しているの？

→時期、教科や校種等により異なりますが、毎月、札幌市立を除く公立の小中学校や義務教育学校、道立の高校、特別支援学校や中等教育学校で、若干名～数十名程度募集しています。

募集・採用等については北海道教育委員会のHPでご確認頂けます

https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/rinji_oubo.html



【任用までの流れ】

- ①申込み（「北海道教育庁代替教職員応募・任用システム」に登録、または、裏面の履歴書や市販の履歴書に必要事項を記入し、下記お問い合わせ先に送付）
→②道教委から欠員の状況に応じてご連絡 →③面接選考 →④任用

北海道での期限付教員としての勤務に少しでも関心のある方は、ぜひお申し込みください!!

自分の希望と条件が合わなければ、断ってもかまいません。その後の採用に影響しません。

パソコンやスマートフォン等によりWEBでも応募できます。

●アドレス <https://www.harp.lg.jp/TQqvHqe4>

●道教委 任用



* お問い合わせ・ご相談は、
〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁教職員課小中学校人事係
TEL：011-204-5722

北海道教育委員会